

# 令和6年度 神戸市都市計画マスタープラン等改定に向けた検討業務 特記仕様書

## 第1章 総 則

### 第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、神戸市（以下「甲」という。）が発注する「令和6年度 神戸市都市計画マスタープラン等改定に向けた検討業務」（以下「本業務」という。）に適用し、受託者（以下「乙」という。）が遵守及び準拠すべき主要事項を示すものである。

- 2 本業務は、神戸市契約規則、委託契約約款、及び本仕様書によるほか、関係法令を遵守して履行しなければならない。その他特記仕様書に定めのない事項については、神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書に定めるところによる。これらの仕様書は神戸市ホームページからダウンロードのうえ、参照するものとする。

(<http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/construction/work/sekkei.html>)

- 3 委託契約約款第19条に規定する神戸市情報セキュリティポリシーの遵守については、「神戸市情報セキュリティ基本方針」と「神戸市情報セキュリティ対策基準」を神戸市ホームページからダウンロードのうえ、参照するものとする。

(<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>)

- 4 関係資料、その他貸与した資料は、委託業務の完了後、直ちに返却すること。
- 5 本業務に用いた資料等は全て明確にしておき、監督員の要求があった場合は速やかに説明できるようにしておくこと。
- 6 本仕様書に明示のないもの或いは疑義が生じた場合は、担当者に申し出て協議の上、解決するものとする。
- 7 乙は、本業務にあたって担当者の指示や協議事項について協議書を作成し、これを提出して確認を受けること。
- 8 乙は、本業務の内容や本業務により知り得た内容等について、機密を守り、許可なく公表、転用及び貸与してはならない。
- 9 本業務の実施にあたって、次の項目に関する費用は乙の負担とする。
  - ・業務上、乙の不注意により生じた費用
  - ・業務の実施にあたり、乙が第三者に損害を及ぼした場合の費用
- 10 本業務の実施にあたり必要な手続き及び届出等は乙において行うものとする。
- 11 甲は、乙が本仕様書に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

### 第2条（業務の目的）

神戸市では、めざす都市空間や、その実現に向けた都市計画の取り組みの方向性を明らかにし、協働と参画により、神戸の都市づくりを総合的・戦略的に推進するため、平成23年3月に神戸市都市計画マスタープラン（以下「現マスタープラン」という。）を策定している。

本業務は、現マスタープランが令和7年度に目標年次を迎えることから、新たな神戸市都市計画マスタープラン（以下「新計画」という。）の作成にあたって必要な調査・分析・検討を行うとともに、

関連する計画（以下「関連計画」という。）についても同時期に目標年次を迎えることから、計画の集約や記載内容の改定を行うことを目的とする。

《集約を検討する関連計画》

- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「区域マス」という。）
- 神戸市都市空間向上計画（都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画）
- 神戸市総合交通計画
- 神戸市地域公共交通計画
- 神戸市スマート都市づくり計画

《目標年次》

令和 17 年度（2035 年度）

第 3 条（履行場所）

本業務の履行場所は、神戸市都市局都市計画課とする。

第 4 条（管理技術者）

本業務の管理技術者については、業務に精通した技術者を従事させるものとする。

第 5 条（貸与資料）

神戸市は、本業務に必要な資料等を受託者に貸与し、受託者は、本業務完了後速やかに貸与品を返却するものとする。

第 6 条（業務の委託期間）

契約締結日の翌日～令和 7 年 3 月 31 日とする。

## 第 2 章 業 務 内 容

第 7 条（業務内容）

（1）新計画の改定案検討

過年度に実施した検討内容をふまえ、新計画の改定案を作成すること。

改定案の作成にあたっては、同時期の改定を予定している次期総合基本計画※との整合を図りつつ、以下の 1）及び 2）を実施すること。

※次期総合基本計画：神戸市の総合基本計画は、神戸の都市像を示す「新・神戸市基本構想」と、まちづくりの基本的な考え方を示す「第 5 次神戸市基本計画」及び「神戸 2025 ビジョン（実施計画）」で構成されている。これらについても、令和 7 年度末（2025 年度末）に改定時期を迎えることから、現在、次期総合基本計画の検討を行っている。

1）新計画の改定案作成に向けた検討

令和 6 年度に別途実施を予定している「現マスタープランの評価」の結果や、令和 5 年度に整理した「改定に向けた課題」「考慮すべき論点」等をふまえ、2035 年ごろ（新計画目標年次）の

神戸のまちの将来像や方向性を見据え、必要な分析を行ったうえで新計画の改定案を作成する。  
なお、改定案は、現時点で以下の内容を含むことを想定している。

- ・神戸の都市空間の現状と課題
- ・これからの都市計画に求められる視点
- ・めざす都市空間
- ・都市構造
- ・都市計画の方針
- ・評価・検証の指標とその考え方

## 2) 関連計画の整理・反映

集約を予定している関連計画について、新計画における位置付けや必要な事項を整理の上、「1)」で検討する改定案に内容を反映する。関連計画のうち、「神戸市都市空間向上計画」及び「神戸市スマート都市づくり計画」については、最低限、以下の表に示す内容を実施すること。  
なお、整理に当たっては集約後の新計画が過度な分量とならないよう、考慮すること。

計画名	実施内容
神戸市都市空間向上計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・神戸市都市空間向上計画第6章の記載事項に関する評価（区域設定・評価指標の妥当性検証を含む）を行う。 ※必要に応じて見直しの案を作成する。</li><li>・防災指針に関する過年度業務の検討成果を精査し、反映案を作成する。</li></ul>
神戸市スマート都市づくり計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会経済情勢の変化等をふまえ、現行計画の記載内容等の精査を行い、新計画の「環境共生に関する都市計画の方針」として反映案を作成する。</li></ul>

## (2) 協議・説明資料の作成

新計画の作成にあたっては、国等関係機関協議や都市計画審議会等附属機関への報告を予定しており、協議等に必要な資料作成を行う。

なお、資料は、現時点で2024年秋・2025年春頃の2回分作成することを想定しているが、詳細については発注者との協議によるものとする。

上記(1)(2)の検討成果をとりまとめた業務報告書を作成する。

## 第8条（打合せ協議）

本業務の打合せ協議は下記の時期に行うこととし、本市職員が必要と認めたときは、追加実施する。なお、管理技術者は、主要な打合せには必ず出席すること。

- ・業務着手時
- ・業務中間時
- ・業務完了時

## 第3章 成果品

### 第9条（成果品）

本業務の成果品は、以下のものとする。

項目	
業務報告書	2部
報告書及び分析に使用した各種データ等の電磁記録媒体	一式
その他業務に関連して作成した資料	一式

### 第10条（成果品の帰属）

甲は成果品に関する著作権及びその二次的利用に関する権利を有するものとする。

## 第4章 その他

### 第11条（再委託等の禁止）

乙は、本市担当者の書面による事前の承諾なくして、委託業務の主たる部分を第三者に委託してはならない。

### 第12条（ウィークリースタンスの推進）

本業務はウィークリースタンスの推進の対象業務とし、受発注者間で以下の通り目標を定め取り組むものとする。受発注者は、ウィークリースタンス推進チェックシートを作成し初回打合せにおいて受発注者間で取り組み内容を定めるものとする。

「ウィークリースタンス」とは、業務を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、1週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより業務環境等を改善し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的としているものである。

なお、チェックシートは下記の URL を参照。

(<http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/construction/work/sekkei.html>)

### 第13条（成績評定）

成績表定点の如何にかかわらず、成績評定を通知します。